

静岡県告示第89号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域		
(1) 道路			(1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
菊川市道赤土高橋線	菊川市道嶺田川上線との交差点から <u>菊川市道南71号線との交差点</u> までの区間	(略)	菊川市道赤土高橋線	菊川市道嶺田川上線との交差点から <u>県道大東菊川線との交差点</u> までの区間	(略)
			<u>県道大東菊川線</u>	<u>菊川市道赤土高橋線との交差点から南88号線との交差点</u> までの区間	<u>左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）</u>
(略)			(略)		
(2) (略)			(2) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。